

## ○周南市農業委員会総会会議規則

令和5年7月10日農委規則第2号

### 周南市農業委員会総会会議規則

周南市農業委員会会議規則（平成17年周南市農業委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する委員をいう。以下同じ。）の会議（法第27条第1項に規定する会議をいう。以下「総会」という。）について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（総会の招集）

第2条 総会は、法第27条第1項の規定により委員会の会長（以下「会長」という。）が招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長が招集する。

（1） 法第27条第1項ただし書に規定する会長及び会長職務代理者（法第5条第5項の規定により会長の職務を代理する者をいう。以下同じ。）にともに事故があり、若しくはこれらの者がともに欠けたときの総会又は委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会

（2） 会長又は会長職務代理者の一方に事故があり、他の一方が欠けたときの総会

2 総会は、毎月1回招集するほか、会長（前項ただし書の規定により市長が招集する場合は市長）が必要と認めたときに招集する。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく総会を招集しなければならない。

（1） 法第27条第2項の規定により現に在任する委員の3分の1以上の者が、書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求をしたとき。

（2） 市長が、委員会に諮問したとき。

（総会の通知及び公示）

第3条 会長（前条第1項ただし書の規定により市長が招集する場合は市長）は、総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、あらかじめ委員に通知するとともに、市の例により公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、総会の日時の3日前までにしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(参集)

第4条 委員は、招集の当日定刻までに総会の場所に参加しなければならない。

(欠席の届出)

第5条 委員は、事故のため総会に出席できないときは、その理由を付して、当日の開議時刻までに会長（第2条第1項ただし書の規定により市長が招集する場合は市長）に届け出なければならない。

(議席)

第6条 委員の議席は、委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において、くじで定める。

2 欠員の補充により新たに就任した委員（以下「補欠の委員」という。）の議席は、前任者の議席とする。ただし、補欠の委員が2人以上あるときは、その委員が最初に出席すべき総会において、くじで定める。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員の議席を変更することができる。

4 委員の議席には、その委員の番号及び氏名票を付けるものとする。

(議長)

第7条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長職務代理者が臨時に議長の職務を行う。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、年長の出席委員が臨時に議長の職務を行う。

(1) 委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会において、議長の職務を行う者がいないとき。

(2) 会長及び会長職務代理者にともに事故があるとき又は会長及び会長職務代理者がともに欠けたとき。

(3) 会長又は会長職務代理者の一方に事故があり、他の一方が欠けたとき。

(審議事項の制限)

第8条 総会は、第3条第1項の規定により通知及び公示した事件並びに次項の規定により付議された事件についてのみ審議することができる。ただし、第15条に規定

する場合は、この限りでない。

- 2 総会の開会中、特に緊急を要する事件があるときは、議長は、直ちにこれを総会に付議することができる。

(総会の成立)

第9条 総会は、法第27条第3項の規定により現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、法第27条第3項ただし書の規定により第19条に定める議事参与の制限により総会を開くことができなくなるときは、この限りでない。

(総会の開閉等)

第10条 総会の開会、休憩、延会又は閉会は、議長が宣告する。

- 2 議長が開会を宣告する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。
- 3 開議時刻後相当の時間を経てもなお出席委員が前条に定める定数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

(議題の宣告)

第11条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第12条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは、討論を用いないで総会に諮って決める。

(議案の説明)

第13条 総会において、事件が議題となったときは、提案者は、その趣旨を説明しなければならない。

(発言)

第14条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

- 2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。委員会の同意又は要求により総会に出席した公務員その他の者が発言しようとするときも、また同様とする。
- 3 発言は、全て簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。
- 4 議長は、前項の規定に違反すると認めるときは注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。

(動議)

第 15 条 委員は、動議を提出することができる。

- 2 この規則で、特に定める場合を除き、全ての動議は、2人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 16 条 修正の動議は、3人以上の賛成者がなければ議題として審議することができない。

- 2 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。
- 3 同一の議題について修正の動議が2以上あるときは、原案に最も遠いものから採決しなければならない。
- 4 全ての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(先議動議の採決順次)

第 17 条 他の事件に先立って採決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が採決の順序を決める。ただし、異議があるときは、討論を用いないで総会に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 18 条 総会の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び総会の議題となった動議を撤回しようとするときは、総会の承認を要する。

- 2 委員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

(議事参与の制限)

第 19 条 法第 31 条第 1 項の規定により委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

(議決の方法)

第 20 条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 採決に当たり、可否を表明しない者は、放棄したものとみなす。

(採決)

第 21 条 議長は、付議議題に対して質問、討論又は意見が尽きたと認めたときは、採決しなければならない。

- 2 議長は、採決をとろうとするときは、採決に付する旨を宣告しなければならない。
- 3 議長が採決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、採決の方法についての発言は、この限りでない。
- 4 採決には条件を付けることができない。
- 5 採決のとき、現に議場にいない委員は、採決に加わることができない。

(採決の方法)

第 22 条 採決の方法は、起立又は挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき又は委員 5 人以上の要求があるときは、投票の方法による。

- 2 投票用紙の様式は、議長が定める。

(簡易採決)

第 23 条 議長は、事件について前条の規定によるほか、異議の有無を総会に諮ることができる。

- 2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席委員の 5 分の 1 以上の者から異議があるときは、議長は、起立若しくは挙手又は投票の方法で採決しなければならない。

(農地利用最適化推進委員の出席)

第 24 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、農地利用最適化推進委員(法第 17 条第 1 項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。以下「推進委員」という。)に対し総会への出席を求めるものとする。この場合において、総会の日時、場所及び付議すべき事項をあらかじめ推進委員に通知するものとする。

(1) 法第 29 条第 1 項に規定する報告を求めるとき。

(2) 会長が必要と認めるとき。

- 2 推進委員は、法第 29 条第 2 項の規定により意見を述べるために総会へ出席するときは、あらかじめ会長に申し出るものとする。
- 3 前 2 項の通知及び申出は、総会の日時の 3 日前までにするものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により総会へ出席する推進委員については、第 4 条、第 5 条及び第 14 条の規定を準用する。この場合において、「委員」とあるのは、「推進委員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 25 条 会長は、法第 33 条の規定により議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、出席及び欠席委員の番号及び氏名その他会長において必要と認める事項を記載しなければならない。
- 3 議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の出席委員が署名しなければならない。
- 4 議事録に記載した事項について、異議があるときは、討論を用いないで総会に諮って決定する。
- 5 第 1 項の規定により作成した議事録は、委員会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供するとともに、法第 33 条の規定により市ホームページへの掲載により公表しなければならない。

(総会の公開)

第 26 条 法第 32 条の規定により総会は、公開する。

- 2 会長は、総会の場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の制限)

第 27 条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を所持している者
- (5) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を所持している者
- (7) 前各号に定めるもののほか、議長において総会の場の秩序を保持するために支障があると認めた者

(傍聴人の遵守事項)

第 28 条 傍聴人は、備付けの傍聴申出書に住所及び氏名を記載しなければならない。

- 2 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 定められた場所以外に立ち入らないこと。
  - (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、批評を加え、又は可否を表明しないこと。

- (3) 談論、放歌、高笑いその他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体勢な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、総会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 前2項に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第29条 傍聴人が、この規則に違反し、又は総会場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。ただし、異議があるときは、総会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。